

事 務 連 絡
令 和 7 年 4 月 1 日

入 札 参 加 者 各 位

妙高市長 城 戸 陽 二
(担 当 課 : 財 務 課)

建設工事の入札執行における最低制限価格制度の一部改正について

平成30年4月3日以降入札を執行する案件において実施しています最低制限価格制度の一部を次のとおり改正します。

記

1. 最低制限価格の算出方法について設計額の基礎となった次に掲げる額の合計額とする(1万円未満切り上げ)。ただし、その額が、設計額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、設計額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。
 - ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
2. 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を設計額に乗じて得た額とする。

附 則

本通知は、令和7年4月1日以降入札を執行する案件において適用する。